

しません。また、特定の者との間で個人データを共同利用する場合は、あらかじめご本人に共同利用する旨、個人データの項目、利用する者の範囲、利用目的、管理責任者の氏名について通知または公表します。

6. 保有個人データつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

7. 取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

○ 個人情報

生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいいます。

組合では個人情報として、組合員の方々の住所・氏名・電話番号・各農業共済事業の契約内容等の情報を保有しております。

○ 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、②特定の個人情報を一定の規則に従って整理（アイウエオ順等）し、目次、牽引等により容易に検索することができるように構成した情報の集合物をいいます。

組合では、組合員の方々の個人情報をデータベースとして管理しております。

○ 保有個人データ

組合が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいいます。ただし、その個人データの存否が明らかになることによって、公益その他の利害が害されるものや6か月以内に消去される個人データを除きます。

組合で保有する個人データは、組合員の方々の住所・氏名・電話番号・各農業共済事業の契約内容等のデータです。

9. NOSAIを支える人たち

NOSAIでは職員の数に限りがあるため、集落や地域のご協力により、組合業務の一部を集落等代表者の方に委嘱し、運営しております。

NOSAIを支えていただいている方々には、共済部長さんをはじめ、損害評価員さん、損害評価会委員さんなど多くの農家（組合員）の方のご協力により成り立っております。

□ 共済部長とは

共済部長はNOSAIの公的業務をお願いするため理事会の承認を得て、各集落単位（これに準ずる地区）ごとに組合長が委嘱するもので、組合が必要な事務を行うための事務協力機関となります。

主な任務として、組合の意向などを農家のみなさんに伝達したり、農家から出される書類・意見などを組合に連絡するなど、いわば農家のみなさんと組合との“橋渡しの役目”をさせていただいております。

◆ 具体的な任務として

- 共済細目書（農作物）の配布及び取りまとめ
- 家畜・果樹・畑作物・園芸施設・任意共済事業等の加入推進
- 共済掛金・賦課金の徴収
- 損害通知書のとりまとめと共済金支払通知書等の配布
- 損害防止事業への協力
- NOSAI 制度の普及と農家指導
- その他組合が必要とする事項

組合運営の原点は、集落を基礎とした活動をよりどころとしており、特に、任意共済をはじめ果樹・畑作物・園芸施設共済の加入推進等については、集落の基本である地縁的、血縁的又は集団的な加入推進が行えるよう、集落の代表者の方をお願いしております。

□ 損害評価員とは

損害評価員は、理事会の承認を得て任命され、組合長の命を受けて、共済目的の評価、損害の認定、損害防止等に従事します。

主な任務とされる損害評価は、支払共済金決定の基礎的作業であり、損害評価の適否がNOSAI 制度に対する信頼に大きく影響することになります。

◆ 具体的な任務として

- ① 災害が発生した場合に、現地において損害を調査する。
- ② 災害が発生した場合、その防止等について現地で農家の指導にあたる。
- ③ 収穫期における損害評価にあたっては、農家から損害通知のあった耕地の全てを調査するとともに、必要に応じ実地調査にも従事する。

損害評価員の行う全筆調査は損害評価の要であり、この調査を担当する損害評価員の任務の重要性から、裁量技術力、収量の判定能力、厳正・公正さと誠実さ、集落農家の信頼性等の観点から、その人の経験、技術、見識等に着目して任命されます。

□ 損害評価会委員とは

損害評価会は法律上の必置機関として学識経験者等で組織されます。

損害評価会委員は、総代会の承認を得て選任される委員のことをいい、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査・審議を行います。

損害評価会の運営は組合員の利害とも関連し、NOSAI 事業を適正に運営する上で重要な意味を持つため、損害評価会委員の選考については、総代会の承認を義務付けております。

◆ 具体的な任務として

- 災害が発生した場合に、現地において損害を調査する。
- 災害が発生した場合、その防止等について現地で農家の指導にあたる。
- 収穫期の損害評価にあたっては、損害評価地区ごとに組合が抽出した耕地についての収穫量の調査を行う。
- 組合の支払うべき共済金にかかる損害額の認定について、諮問に応じた調査・審議を行い、答申する。
- 農作物、果樹、畑作物共済の耕地ごとの基準収穫量の設定に関する審議を行う。

*損害評価地区とは、損害評価員3名を標準とした現地調査班を一つの損害評価地区といいます。